

## 倒産・解雇等により離職された方へ

倒産・解雇等により離職され、雇用保険受給資格を有する特定受給資格者及び特定理由離職者に該当する方に対して国民健康保険税を軽減する特例措置等があります。

### I. 保険税の特例措置（軽減措置）について

#### ◆特例措置の概要

申告により対象者の総所得金額のうち給与所得を100分の30にして課税します。

#### ◆対象者（以下の要件を全て満たす方）

- ①離職日時点で65歳未満の方
- ②雇用保険受給資格者証の第1面や雇用保険受給資格通知に記載されている「12. 離職理由」欄の番号が下記に該当する方
  - 【特定受給資格者】11 12 21 22 31 32
  - 【特定理由離職者】23 33

「減免制度」との併用で、  
更に保険税が減額になる場合があります。  
※詳しくは裏面をご覧ください。

#### ◆対象期間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで

#### ◆申告時に持参するもの

- ・雇用保険受給資格者証（原本）又は雇用保険受給資格通知（原本）
- ・申告に来る人の公的機関から発行された顔写真付きの身分証明書の原本（マイナンバーカード、運転免許証またはパスポートなど）
- ・特例対象被保険者及び世帯主のマイナンバーを確認できる書類（マイナンバーカードなど）

※雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知の交付を受けたら、早めに申告してください。

### II. 高額療養費及び高額介護合算療養費の所得区分判定について

#### ◆高額療養費とは

同一の月に医療機関に支払った自己負担額（保険診療分）が、所得や年齢によって定まる基準額（自己負担限度額）を超えたとき、その差額が申請により払い戻される制度です。

#### ◆高額介護合算療養費とは

世帯単位で1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が所得や年齢によって定まる基準額（介護合算算定基準額）を超えたとき、その差額が申請により払い戻される制度です。

#### ◆特例措置の概要

上記I（保険税の特例措置）の対象者で総所得金額のうち給与所得を100分の30として計算した世帯の所得合計額が「所得基準」を下回る場合、高額療養費等の限度額の区分が変更になる場合があります。

※対象と思われる方は、ご相談ください。

#### お問い合わせ先

保険税の特例措置・減免について

市役所国民健康保険課賦課係

☎ 直通 099-216-1229

谷山支所市民課国民健康保険係

☎ 直通 099-269-8414

高額療養費等の所得区分判定について

市役所国民健康保険課給付係

☎ 直通 099-216-1228

# 「保険税の特例措置」を受けられた方へ

次のいずれにも該当するときは、「減免」により保険税が更に減額になる場合があります。

「減免」を受けるには、申請が必要です。お早目にご相談ください。

## ◆要件

- ①世帯（国保加入者のみ）の前年の合計所得金額の合算額が600万円以下
- ②当該年（1～12月）の世帯の所得見積額が前年（1～12月）に対して7割以下に減少し、かつ、「保険税の特例措置」を適用した所得額より更に減少する場合

## ◆当該年（1～12月）の所得の見積額の算定方法

失業給付金（求職者給付）、傷病手当金、退職金、労災保険給付金（休業補償給付・休業給付）、公的扶助、私的扶助（親族・知人からの仕送り）、その他生活資金と見込まれるものを給与等の収入、遺族年金及び障害年金を年金収入とみなし、譲渡所得がある場合は、譲渡所得も含めて行います。

※預貯金、有価証券、福祉事務所所管の児童扶養手当等、交通費、通所手当、高額療養費、出産一時金及び未払給与は、見積額に含めません。

## ◆減免期間

「保険税の特例措置」が適用される最長2年間については「減免」できる場合がありますので、来年度も「保険税の特例措置」の適用があるときは、当初納税通知書（6月頃郵送）を受け取られた後に、納期限までにご相談ください。

※減免可能な額は支払いがない納期未到来分に限ります。

## ◆所得見積額の算定のために必要なもの

給与	給与支払額がわかるもの（給与明細、源泉徴収票など）
退職金	離職時に支払われた額のわかるもの
失業給付金（求職者給付）	雇用保険受給資格者証、雇用保険受給資格通知又は支払い額がわかる通帳など
傷病手当金	傷病手当金の支払通知書、又は支払い額がわかる通帳など
労災保険給付金（休業補償給付・休業給付）	労災保険給付金の支払通知書、又は支払額が分かる通帳など
公的扶助・私的扶助	受け取り額が分かる通帳など

## ◆減免後に次の事由に該当したときは、減免額の変更等を行います。

①加入者が別の健康保険を取得したとき（手続き時点の納付済額や加入月数により税額及び減免額を再計算します）。

\*新しい保険証の交付後は、早めに国保脱退手続きをしてください。

②就職や資力の回復により当該年（1～12月）の所得見積額が変更になるとき。

③加入者の追加や一部脱退等により、加入者数や当該年（1～12月）の所得見積額が変更になるとき。

\*所得見積額に変更がある場合は見積所得変更届の提出が必要です。

\*減免を適用した年度の翌年度の課税所得が、減免を適用した年度の課税所得を上回った場合には、減免の取消しを行うことがあります。

## ◆「保険税の特例措置」・「減免」における給与所得の考え方

